分野横断的な政策

23 構造改革

１　真の分権型社会の実現

１　東京の財源を狙い撃ちにした地方税制度の不合理な措置の阻止及び地方分権に資する地方税財政制度の抜本的改革の推進

（提案要求先　内閣府・総務省・財務省）
（都所管局　財務局・政策企画局・主税局）

（１）東京の財源を狙い撃ちにした地方法人課税等の不合理な見直しを行わないこと。

（２）日本全体の持続的な成長に繋がるよう、地方が果たすべき責任と役割に応じた税財源全体の拡充を図るとともに、地方交付税制度を含む地方税財政制度の抜本的な改革に向けて取り組むこと。

＜現状・課題＞

真の地方自治は、地方自治体が自らの権限と財源に基づき、主体的に行財政運営を行うことで初めて実現できるものである。

しかし、我が国の財政は、国民が負担する租税収入の配分が、国税と地方税で６対４であるのに対して、国の歳出と地方の歳出の配分は４対６と、歳入と歳出における国と地方の比率が逆転しており、地方の責任と役割に応じた地方税財源全体の拡充が必要である。

これまで国は、こうした根本的な状況を見直すことなく、都市と地方の財政力格差を理由に、累次にわたり不合理な税制度の見直しを行い、地方法人二税の国税化等を進めてきた。

そうした中、令和８年度与党税制改正大綱（令和７年 12 月 19 日）では、「都市・地方の財政力格差が拡大している」として、税源の偏在を是正する追加的な措置について、新たに法人事業税資本割を特別法人事業税・譲与税の対象とするとともに、法人事業税所得割・収入割に係る特別法人事業税・譲与税の割合を高める措置を検討し、令和９年度税制改正において結論を得ると明記された。加えて、特別区の固定資産税にも必要な措置を検討し、令和９年度以降の税制改正において結論を得ると明記された。

しかしながら、地方法人二税の国税化は、地方自治体の自主財源を縮小する措置であり、地方分権の理念に逆行するものである。加えて、固定資産税については、所在自治体で課税する市町村税であるにもかかわらず所在地以外の自治体への配分を議論することは、応益性の原則に反し、地方税制の根幹を否定するものである。

もとより、地方税収に地方交付税などを加えた人口一人当たりの一般財源額で見れば、東京都は全国平均と同水準であり是正すべき偏在はない。こうした点か

ら、東京を狙い撃ちにした措置は不合理なものであり、都としては容認できない。

さらには、国・地方ともに税収が増加を続ける中、現行の地方交付税制度は、地方自治体の税収が増加した場合も、税収増の 75%が地方交付税と相殺され、新たな財源として活用できるのは僅か 25%分のみとなるなど、地方の増収努力のインセンティブを阻害する仕組みとなっている。

日本全体の持続的な成長を実現するためには、地方自治体間で限られたパイを奪い合う内向きの議論ではなく、どのようにパイを拡大するかという観点の下、地方が時代の変化に合わせて多様なニーズに対応し、独自の取組を積極的に行えるよう、地方交付税制度を含めた地方税財政制度全体の改革に向けて取り組むべきである。

＜具体的要求内容＞

（１）東京の財源を狙い撃ちにした地方法人課税等の不合理な見直しは、地方分権に反するものであり、行わないこと。

（２）日本全体の持続的な成長に繋がるよう、地方が果たすべき責任と役割に応じた税財源全体の拡充を図るとともに、地方交付税制度を含む地方税財政制度の抜本的な改革に向けて取り組むこと。その際、税制の見直しに関しては、地方税の応益原則や地方法人課税の税源涵養インセンティブを最大限尊重するとともに、地方税の原則を無視した地方間の水平調整は行わないこと。

２　日本全体の持続可能な発展を担う人材育成のための東京 23 区の大学定員規制の撤廃

（提案要求先　内閣官房・文部科学省）
（都所管局　政策企画局）

東京 23 区という場所だけを理由に大学の定員増を認めないという「東京 23 区の大学定員規制」は、成長戦略の実現に向けて人材の育成を掲げる国の方針に逆行し、日本全体の持続的な発展の妨げになるため、早期かつ確実に撤廃すること。

＜現状・課題＞

国は、地方創生を名目として、東京 23 区の大学における定員増を抑制する規制（以下「本規制」という。）を含む「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」を平成 30 年５月に制定し、同年 10 月に本規制を施行した。

本年６月から、法律の施行状況の検討等に係る国の有識者会議が開催され、本規制の今後のあり方について検討が進められている。若者の将来や大学の改革に直結する議論にも関わらず、会議は非公開で実施され、かつ規制の効果や弊害についても事実に基づいた十分な分析・検討が尽くされないまま、取りまとめが行われようとしている。

本規制は、地方から東京への学生の流出を抑制し、地方の大学への進学率を上げるために導入されたものである。しかし、規制が導入された後も、全国の大学進学者の地方の大学への進学割合に変化はなく、規制の効果がないことは明らかである。また、地方の自県進学率の高まりは、自県進学者を除く地方間の進学割合の低下が原因であり、地方から 23 区内の大学への進学割合が横ばいであることからも、規制との因果関係は見られない。そもそも、都内大学へ進学する進学者の７割以上は一都三県出身であり、東京への転入超過の増分の９割以上が神奈川県、千葉県、埼玉県からであることから、地方から東京に多くの若者が集まっているという認識は誤りである。

地域の大学の振興や、若者の修学・就職を促進するためには、地域の大学や産業、就職環境の魅力を高める取組を進めることこそがあるべき対応である。本来的な取組によらず、23 区の大学定員を規制しても法律の目的は達成できない。

場所だけを理由に、次代を担う人材の育成やイノベーションの創出に極めて重要な役割を担う大学に対して制限を課す不合理な規制は、学生の選択や大学経営の自由を縛るものであり、学生の学びと成長の機会を奪うのみならず、大学の教育・研究体制の改革を滞らせ、大学ひいては我が国の国際競争力を低下させることにつながりかねない。実際に、有識者会議の委員からも、本規制が地方大学と東京 23 区の大学双方の改革や若者のキャリア開発を阻害しており、規制を撤廃することが日本の国力強化につながるとの意見があがっている。

都が令和７年度に実施した調査では、23 区内の 41 の大学が規制の影響を受け

たと回答している。具体的には「ＩＴ・デジタル分野など成長分野の新学部設置を断念した」、「新たなカリキュラム編成に必要な教員採用・設備投資が困難になっている」など、多くの大学から規制が妨げになって長期的な大学改革や将来構想を描きづらくなっているとの指摘がなされている。

若者が自己実現に向けて地域を超えて学び、挑戦することは、本人の可能性を広げるとともに、将来の地域社会への貢献にもつながり得るものである。こうした機会は、規制されるものではなく、むしろ積極的に確保されるべきである。現に、進学を希望する高校生からは、「進学先の選択肢が狭まる」「どこの大学で学ぶかは学生自身が決めるべき」といった、規制を懸念する声が多く寄せられている。また、「新しい学部をつくり、時代に即した人材育成ができる環境にすべき」との意見もあり、規制が社会の変化に対応した学びや人材育成の妨げとなることへの懸念も示されている。

世界では、先端分野の人材育成のため、大学改革を進めている。東京から何かを取っていけば物事が解決するという内向きの政策を続けていては、熾烈（しれつ）な国際競争を勝ち抜くことはできない。

国においても、「強い経済」を実現するための成長戦略の課題として「人材育成」を掲げ、理工系人材の抜本的拡大の必要性を指摘している。この戦略の実現のためにも、23 区の大学も含め、日本全体で総力を挙げて人材育成に取り組むことこそが重要である。

こうした事実や当事者の声を十分に踏まえ、効果がないばかりか弊害の大きい本規制を早期かつ確実に撤廃することを要望する。

＜具体的要求内容＞

東京 23 区という場所だけを理由に大学の定員増を認めないという「東京 23 区の大学定員規制」は、成長戦略の実現に向けて人材の育成を掲げる国の方針に逆行し、日本全体の持続的な発展の妨げになるため、早期かつ確実に撤廃すること。

３　国庫補助金等に係る超過負担の解消

（提案要求先　総務省・財務省）
（都所管局　財務局）

国庫補助金等について、事業実施における必要額を確実に措置し、地方自治体の超過負担を解消すること。

＜現状・課題＞

国と地方の適正な財政秩序を確立するためには、経費の負担区分を明確化し、適正な財源措置が行われることが必要である。

こうした観点から、地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 18 条では、「国の負担金、補助金等の地方公共団体に対する支出金の額は、地方公共団体が当該国の支出金に係る事務を行うために必要で且つ充分な金額を基礎として、これを算定しなければならない」と規定している。

一方、現在、道路、港湾、公営住宅、上下水道などの社会資本ストックの維持・更新や都市強靭化などに対する経費は上昇傾向にあり、地方財政における課題となっている。ナショナルミニマムの維持や日本経済全体の活性化を図るため、国と地方が連携して投資を進めていく必要がある。

しかし、都においては、国の補助金等の配分額が必要額に対して大きく不足しており、超過負担が生じている。令和７年度は、警察費や教育費など複数の経費で国庫補助金等の不足が生じており、適正な経費負担となっていない。

＜具体的要求内容＞

国庫補助金等について、地方の実態を十分に踏まえた上で、事業実施における必要額を確実に措置し、地方自治体の超過負担を解消すること。

２　社会保障の充実など制度創設及び見直しに伴う国の責任による確実な財源の確保等

（提案要求先　内閣官房・内閣府・総務省・財務省）
（都所管局　財務局）

（１）就業者負担軽減支援金の導入に向けては、引き続き地方と丁寧に協議しながら、国の役割を拡大する方向で検討を進めるとともに、地方の行政サービスや財政運営に支障が生じないよう、必要な財源を確実に措置すること。

（２）今後政府により検討される「給付付き税額控除」を含め、社会保障の充実に要する経費については、地方交付税による措置ではなく、国の責任において全ての自治体に対し確実に財源を確保すること。

（３）国策による制度の創設や見直しにより、費用や減収が生じる場合には、国の責任において確実に財源を確保すること。

（４）具体的な制度設計等に当たっては、地方の意見を十分に踏まえたものにするため、国から地方に対して協議を行うこと。

（５）地方に対して、既存事業との関係等を明確に示すとともに、早期の情報提供を行うこと。

＜現状・課題＞

社会保障・税一体改革により、消費税率及び地方消費税率の引上げによる税収増分は、子ども・子育て支援や医療・介護の充実に向けた施策の実施など、社会保障の充実・安定化に充てることとされている。

同改革による社会保障の充実に要する地方自治体の財源については、税率引上げによる増収分に加えて、地方交付税による財源保障が行われているが、不交付団体では、社会保障の充実に必要な財源を、自主財源から捻出しなければならない。その結果、社会保障の充実に係る財源は消費税の引上げと社会保障給付の重点化・効率化によって確保するという一体改革の意義が希薄化している。

さらに、引上げと同時に導入された軽減税率制度による減収分については、代替財源が確保されておらず、地方の社会保障財源に影響を与えている。本来、社会保障のようにあまねく国民が受けるべき施策において、国が新たな制度を創設

し施策を実施していく際に生じる地方の財政負担については、国の責任で財源を確保すべきであり、財源保障の対象とならない自治体が存在する制度設計は問題がある。

加えて、令和８年９月 15 日に政府が閣議決定した「飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱」では、就業者負担軽減支援金の支給に要する費用について、その３分の２以上を国が負担し、残余のうち２分の１ずつを都道府県と市町村がそれぞれ負担することとし、費用の負担割合の決定に際しては引き続き地方と協議するとされた。

この地方負担については、地方交付税措置が講じられ、区市町村の不交付団体においては、特別交付金が交付されることとなっているが、都は交付対象に含まれておらず、不交付団体の中で都道府県と市町村に差を設ける財政措置の在り方は、合理性を欠くものである。

政府は、本支援金制度の導入に向けて、上記の問題点をはじめとする地方の意見を十分に踏まえながら、国の役割を拡大する方向で検討を進めるとともに、地方の行政サービスや財政運営に支障が生じないよう、必要な財源を確実に措置するべきである。

また、税額控除と給付を組み合わせて行う仕組みの導入についても、政府は、継続して検討を行うこととしているが、当該検討に当たって、国は中心となって役割を果たすべきであり、早期に制度の全体像を明らかにした上で、全ての地方自治体に新たな財政負担が生じないよう十分配慮すべきである。

なお、今後も高齢者人口の増加に伴う社会保障需要の増加が見込まれるほか、人口構造の変化に対応した、よりきめ細かな行政サービスの提供が重要となる。このような状況を踏まえ、社会保障に係る費用負担の増加や更なる充実に要する財源については、地方へ負担を転嫁することなく、国の責任において、全ての自治体に対し確実に財源を確保すべきである。

さらに、その他の地方財政に影響を及ぼし得る制度の創設や見直しを行う場合も、国は、早期にその在り方を示すとともに、確実に財源を確保すべきである。

＜具体的要求内容＞

（１）就業者負担軽減支援金の導入に向けては、引き続き地方と丁寧に協議しながら、国の役割を拡大する方向で検討を進めるとともに、地方の行政サービスや財政運営に支障が生じないよう、必要な財源を確実に措置すること。

（２）今後政府により検討される「給付付き税額控除」を含め、社会保障の充実に要する地方財源については、将来の負担増を見据え、地方交付税による措置ではなく、国の責任において、全ての自治体に対し確実に財源を確保すること。

（３）国策による制度の創設や見直しにより、費用や減収が生じる場合には、国の責任において確実に財源を確保すること。

自治体に対する財源措置に当たっては、全ての自治体へ確実に財源を補塡（てん）する必要があることから、地方交付税による措置ではなく、実際の必要額に応じた税源移譲や交付金等の創設により財源を措置すること。

（４）具体的な制度設計等に当たっては、地方の意見を十分に踏まえたものにするため、国から地方に対して協議を行うこと。

（５）地方に対して、既存事業との関係等を明確に示すとともに、早期の情報提供を行うこと。

3　「ふるさと納税」制度の廃止を含めた抜本的な見直し

（提案要求先　総務省・財務省）
（都所管局　主税局・総務局・財務局）

（１）「ふるさと納税」について、受益と負担という地方税の原則や寄附本来の趣旨、会計検査院の指摘等を踏まえ、廃止を含め制度の抜本的な見直しを行うこと。
（２）「ワンストップ特例」制度は直ちに廃止すること。廃止までの間の地方自治体の税収減分については、全ての地方自治体に財源を措置すること。

＜現状・課題＞

「ふるさと納税」は、個人がふるさとやお世話になった地方自治体を応援する仕組みとして平成 20 年度に創設され、地方自治体に寄附をした場合、２千円を超える部分について、一定の上限まで、所得税及び住民税から全額が控除される制度となっている。

「ふるさと納税」は、自らが居住する地方自治体の行政サービスに使われるべき住民税を、寄附金を通じて他の地方自治体に移転させるものであり、受益と負担という地方税の原則をゆがめるものである。

また、より多くの寄附金を集めるために返礼品競争が続いている。そもそも返礼品は、所得税法第 78 条第２項第１号における「特別の利益」に当たり、返礼品相当額は寄附金控除の対象外となるとの指摘もある。

それにもかかわらず、返礼品相当額も含めた寄附金全額が控除対象であり、いわば官製通販ともいえる現在の「ふるさと納税」は、見返りを求めないという寄附本来の趣旨を促す制度となっていない。人気のある地場産品の有無など競争力の違いから、地方自治体間で寄附受入額の格差が拡大しているほか、寄附先の地方自治体において仲介サイト手数料など様々な経費が生じており、地方自治体が活用できる額は寄附受入額の５割程度にとどまっている。さらに、所得に応じて控除額の上限も高くなる仕組みとなっており、自己負担額２千円で高所得者ほど多額の返礼品を受け取れることになるため、公平性の観点からも問題がある。

加えて、マイナンバーやマイナポータルを活用した簡素化までの間の特例措置として平成 27 年度税制改正で創設された「ワンストップ特例」制度では、国税である所得税から控除すべき税額について、居住地の地方自治体の住民税から控除する仕組みとなっており、税収減については地方交付税により一部補塡（てん）されるが、地方交付税による減収補塡（てん）を受けられない不交付団体は、本来、国が負担すべき税収減の全額が転嫁されている問題もある。国も制度自体に問題があることを認

識していることから、これまで指定基準等の見直しを繰り返しており、令和８年度税制改正においても、特例控除額について上限を新たに設定する等の見直しを行っているが、特例控除額の上限設定は給与収入１億円以上という一部の限られた高所得者を対象としたものである。

さらに、近年は返礼品競争の過熱化を背景として、地方自治体や事業者が指定基準違反をすることにより、指定取消となる地方自治体が増加している。国は返礼品の膨大な件数を理由に返礼品の事前確認を一部省略する一方で、指定基準を遵守するために地方自治体に対しては管理体制の強化を求めるなど、対応に一貫性が見られない。

このように、「ふるさと納税」は、場当たり的な制度の見直しが行われているものの、制度の本質的な問題点が解消されていない状況である。

加えて、令和８年６月には会計検査院から、「地方公共団体の歳入総額を減少させる方向での影響」を与えており、令和６年度決算への影響額は 863 億円のマイナスであると報告されている。また、「国税である所得税からの控除分として地方交付税の法定率分の減少等が生じていると考えられる」とも指摘されている。

＜具体的要求内容＞

（１）「ふるさと納税」について、受益と負担という地方税の原則や寄附本来の趣旨、会計検査院の指摘等を踏まえ、廃止を含め制度の抜本的な見直しを行うこと。

制度を見直す場合には、住民税の控除額（特例分）を所得税から控除する仕組みへの変更、返礼品の段階的廃止、自己負担額下限の引上げ、特例控除額の上限の更なる引下げなどを早期に実現すること。

（２）マイナンバーカードの普及率が８割を超えるとともに、既にマイナポータル連携による確定申告が開始されていることに鑑み、「ワンストップ特例」制度は直ちに廃止すること。廃止までの間、地方自治体の税収減分については、全ての地方自治体に財源を措置すること。

参　考

【東京都における「ふるさと納税」の影響額】

（単位：人、百万円）

年度	適用者数	控除額		
			うち都民税分	うち区市町村民税分
令和元年度	８４３，９６８	８７，２８８	３４，９０６	５２，３８２
令和２年度	８６４，５０９	８８，９３６	３５，５６５	５３，３７１
令和３年度	１，１５２，３８０	１１２，５１６	４５，００２	６７，５１４
令和４年度	１，４７１，２５１	１４４，６２０	５７，３３２	８７，２８８
令和５年度	１，６９９，３６７	１６７，８９６	６７，８３４	１００，０６２
令和６年度	１，８６３，１７２	１８７，９０３	７６，０４０	１１１，８６４
令和７年度	２，００１，０７９	２１６，０８３	８６，２２７	１２９，８５５
令和８年度	２，１１５，０１０	２３５，０５７	９３，８４４	１４１，２１２

（総務省「ふるさと納税（寄附）に係る寄附金税額控除の適用状況について」より）

※令和７・８年度は総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果」より作成

（注）寄附金控除の申告があった寄附金の集計

（注）控除額については、表示単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳が一致しない場合がある。

（注）制度創設時（平成21年度）からの累計の控除額は、１，３９４，３１１百万円（うち都民税分は５５８，２２７百万円、区市町村民税分は８３６，０８４百万円）である。

４　個人住民税利子割における住所地課税の実現

（提案要求先　内閣府・金融庁・総務省・財務省）
（都所管局　主税局・総務局・財務局）

清算制度を時限措置と位置付けた上で、個人住民税利子割の住所地課税の実現に向けた検討を行い、ロードマップを早期に示すこと。また、検討に当たっては、国において全国全ての金融機関に対する調査等を実施し、利子割の税収帰属の実態を十分に把握すること。

＜現状・課題＞

個人住民税は、「地域社会の会費」的な性格を有することや受益と負担の原則を踏まえ「住所地課税」が原則とされている。しかしながら、利子割については、預金者の住所地にかかわらず、金融機関が特別徴収し、預貯金の口座所在地等の都道府県に納入する仕組みとなっている。

総務省は、利子割について、在るべき税収帰属との乖離が拡大しているとの認識から、地方財政審議会の下に「地方税制のあり方に関する検討会」を令和７年２月に設置した。同年 11 月には、都道府県間における清算制度を新たに導入すべきとする報告書が取りまとめられ、これを踏まえ、令和８年度税制改正において、所得金額を基準とする清算制度が導入された。

しかしながら、その導入に当たり、金融機関に対する調査等は実施されず、あるべき税収帰属との乖離の実態が明らかにされなかった。また、都の税収シェアが 40%を超えていることが議論の前提とされていたが、すでに約 30%に急減しており、前提条件に明らかな変化が見られる。加えて、利子所得と勤労所得等では、所得を生み出す年齢層の傾向が大きく異なることから、東京都税制調査会や有識者からも、所得金額を清算基準に用いることは不適当であるとの指摘がなされている。

検討会の報告書において、「利子割のあるべき課税方式は住所地課税であるとの基本的考え方は維持しつつ、その実現については、中長期的な視点から引き続き、（中略）税務行政のデジタル化の動向等を踏まえ、検討されるべきである」とされており、都としても「住所地課税」があるべき税制であるという認識に相違はないが、現時点では国において住所地課税の実現に向けた検討の動きは見られない。

こうした現状を踏まえ、全国全ての金融機関 1,258 社に対し、個人の預貯金残高等について都独自の調査を実施した。その結果、421 社から回答があり、その合計額は全国の個人預貯金総額の約６割に相当した。一方で、金融機関からは金額の回答が困難な理由として、「法令に基づく調査でないこと」が多く挙げられたほか、「調査を行うのであれば総務省が実施すべき」という意見もあった。

なお、住所地課税の実現に当たっては、金融機関が把握する預金者の住所が必ずしも住民票上の住所と一致しないという課題があるが、マイナンバーを活用し

た銀行口座と預金者情報の紐づけ等による住所地把握に向けた環境整備や、その構築に必要となるシステム改修等、徴収事務を担う金融機関の負担への配慮も必要である。

＜具体的要求内容＞

清算制度を時限措置と位置付けた上で、国も本来在るべきと示している個人住民税利子割の住所地課税の実現に向けた検討を行い、ロードマップを早期に示すこと。また、検討に当たっては、国において全国全ての金融機関に対する調査等を実施し、利子割の税収帰属の実態を十分に把握すること。

なお、金融機関等の負担軽減の観点はもとより、国が導入を予定している「所得に応じたきめ細かな給付」の議論を踏まえた利子所得の把握や、マネーロンダリング対策における預金者情報の把握という視点も考慮すること。

参　　考

（１）調査の概要・結果

令和８年度個人住民税利子割に係る調査

■　令和７年度に開催された国の検討会においても、「利子割のあるべき課税方式は住所地課税であり、その実現については中長期的な視点から、（中略）検討すべき」とされたことから、住所地課税の実現に向けて、東京都が独自に調査を実施

調査対象	**個人の預貯金口座を取り扱う全国の金融機関　…　1,160 社** ⇒　銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、商工組合中央金庫、農業協同組合、漁業協同組合	金融庁HP「免許・許可・登録等を受けている事業者一覧」の金融機関を調査対象に選定
	利子割対象の金融類似商品（保険）を取り扱う全国の金融機関　…　98 社 ⇒　生命保険会社、損害保険会社	
調査項目	**（１）個人口座の預貯金残高** ①　個人口座の預貯金残高総額（全国分） ②　①のうち、口座所有者の住所が都内の方の預貯金残高総額	・データの抽出時点は金融機関が任意で設定 ・金融機関が把握している口座所有者又は保険契約者の住所地に基づき回答
	（２）利子割対象となる金融類似商品のうち、一時払い養老保険等の解約差益 ①　解約差益総額（全国分） ②　①のうち、契約者の住所が都内の方の解約差益総額	
調査方法	インターネットフォームによる任意回答	
調査期間	令和８年５月12日～令和８年６月30日 （調査期間終了後も回答があったため、令和８年７月24日時点まで集計）	

3

※令和８年度東京都税制調査会　第３回小委員会資料（令和８年８月 14 日）より抜粋

調査結果（回答社数・金額）

■ 421社の金融機関から回答あり
■ 預貯金に係る回答金額の合計は、全国の個人預貯金総額の約58%に相当
■ 金額の回答を得られなかった理由は「法令に基づく調査でないため」が最多

		預貯金	解約差益	合計
調査対象社数		1,160	98	1,258
回答社数 ※1		394	27	421
回答内訳	金額回答あり	277	5	282
	金額回答なし	100	4	104

全国の個人預貯金総額※2に対する回答金額の割合



※1「調査項目の金融商品を取り扱っていない」の回答を含む
※2「日本銀行資金循環統計（2026年第１四半期）」における家計の金融資産のうち、流動性預金、定期性預金の合計金額

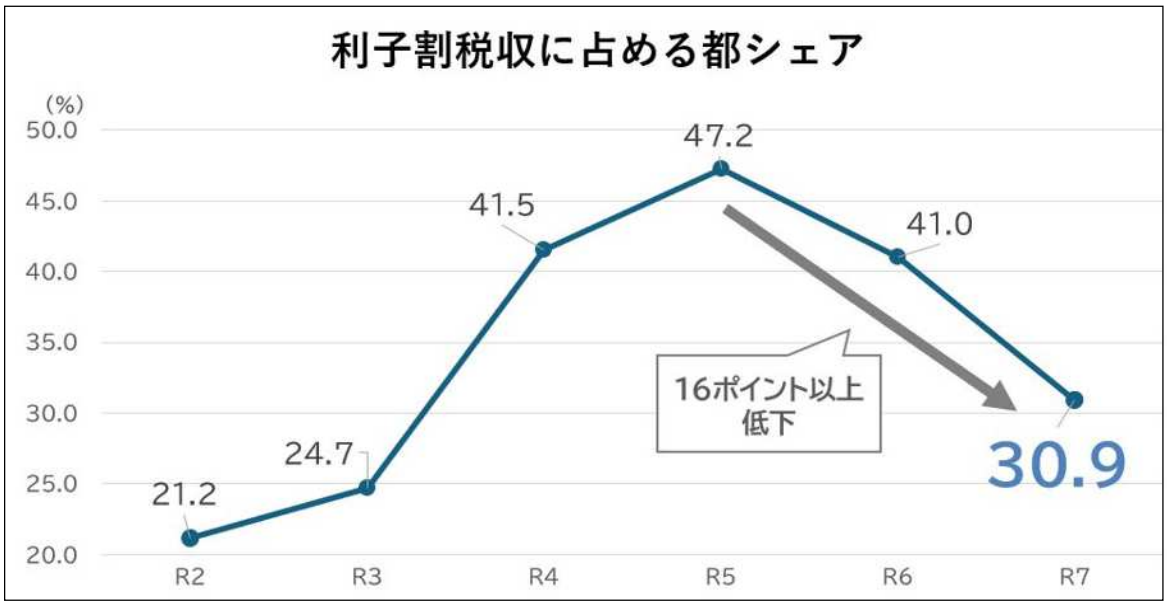
金額回答なしの理由（インターネットフォームによる理由選択）

・ 法令に基づく調査でないため：60 件
・ 口座所有者の住所地別の金額を抽出するには、システム改修が必要になるため：33 件
・ その他（業務多忙等）：11件

4

※令和８年度東京都税制調査会　第３回小委員会資料（令和８年８月 14 日）より抜粋

（２）都のシェア率



５　物価高騰対策に関する地方財政への確実な支援

（提案要求先　内閣府・総務省・財務省）
（都所管局　財務局・総務局）

（１）全国的な課題である物価高騰に対しては、今後の経済状況等に応じて、主として国が一元的に対策を講じるとともに、地方の実情に応じて対応すべきと整理された場合、必要な財源を国が責任をもって確実に措置すること。

（２）財政措置に当たっては、全ての自治体に対し、確実かつ十分な規模の財政支援を講じるとともに、財政力指数等による割落としなどを用いることなく、各自治体の行政需要を適切に反映した支援とすること。

（３）いわゆる「ガソリン・軽油の暫定税率」の廃止に伴う地方の減収分は、引き続き、全ての地方自治体を対象として、国の責任で確実に補塡（てん）すること。

＜現状・課題＞

中東情勢の影響が長引く中、エネルギー価格の高騰への対応やエネルギーの安定供給が喫緊の課題となっている。エネルギー資源の乏しい我が国にとって、そうした状況は一過性の問題ではなく構造的な危機であり、これらの課題に対しては、エネルギー政策に大きな責任と役割を持つ国の役割が重要である。そのため、全国的な課題である物価高騰に対しては、今後の経済状況等に応じて、主として国が一元的に対策を講じるべきである。

加えて、地方の実情に応じて対応すべきと整理された場合においては、対策の実施に当たり必要となる財源を、国が責任をもって確実に措置するべきである。

財政措置を講じる際は、自治体が地域の実情に即した実効性の高い取組を迅速かつ継続的に実施できるよう、各自治体の財政需要を的確に反映した上で、全ての自治体に対して十分かつ確実な財政支援が必要である。特に東京は、燃料費や物価高騰の影響を受ける生活者や事業者数が多く、東京の経済をしっかりと下支えするためには、財政力指数等による割落としなどを用いない、東京の実情を踏まえた支援が不可欠である。

また、軽油引取税及び地方揮発油譲与税の当分の間税率の廃止並びに自動車税の環境性能割の廃止に伴う減収分は、令和８年度においては、地方特例交付金により全額補塡（てん）することとされている。一方、今後の取扱いの方針は示されていないが、当該暫定税率の廃止については、引き続き、安定的な行政サービスの提供

及び財政運営に支障が生じないよう、地方の減収に対しては、代替となる恒久財源を措置するなど、国の責任で確実に補塡することが必要である。令和９年度以降についても、国の責任において、引き続き全ての地方自治体に対して代替の恒久財源の確保を図ることを要望する。

＜具体的要求内容＞

（１）全国的な課題である物価高騰に対しては、今後の経済状況等に応じて、主として国が一元的に対策を講じるとともに、地方の実情に応じて対応すべきと整理された場合においては、必要な財源を国が責任をもって確実に措置すること。

（２）財政支援に当たっては、自治体が地域の実情に即した実効性の高い取組を迅速かつ継続的に実施できるよう、全ての自治体に対し、確実かつ十分な規模の財政支援を講じること。その際、財政力指数等による割落としなどを用いることなく、各自治体の地域経済への影響などに伴う行政需要を適切に反映した支援とすること。

（３）いわゆる「ガソリン・軽油の暫定税率」の廃止に伴う地方の減収分は、引き続き、全ての地方自治体を対象として国の責任で確実に補塡すること。